

共同受注工事検査委員会規約

(構成)

第 1 条 検査委員会は5名以内をもって構成する。委員は理事長が理事会の助言を得て組合員並びに学識経験ある者を以ってこれに充てる。委員のうちから互選により委員長1名を選出する。

(任期)

第 2 条 委員の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

(委員会の運営)

第 3 条 委員会は次の事項について、諮問に応じ決定事項を進言する。

- (1) 検査標準工事の施工
- (2) 原材料の適・不適、特認事項の判定
- (3) 検査に関する紛争の裁定に関する事項
- (4) その他

(検査委員会の開催)

第 4 条 会議は、必要の都度、委員長が招集する。

- 2 組合員が検査員の検査に対し不服のある場合は検査委員長に伝達し、委員長は遅滞なく全委員を招集、諮問事項について審議する。
- 3 委員会は、検査員に対し資料の提出と意見を求め、必要ある場合は、異議申立人並びに申請人を会議に立会わせることができる。
- 4 理事長は委員会の裁定に基づきこれを異議申立人に通知する。
- 5 前項の通知に対し、組合員は不服を申し立てることができない。

(議事録の作成)

第 5 条 委員長は、会議の経過の要領並びに結果について、議事録を作成するものとする。

(規約に定めのない事項の措置)

第 6 条 この規約に定めのない事項については、理事会の決定によるものとする。

附 則

この規約は、平成12年6月19日から施行する。